

# 岡崎市私立幼稚園振興費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において岡崎市私立幼稚園振興費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、私立幼稚園の振興を図ることを目的とする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において「私立幼稚園」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により認可を受けた私立の幼稚園をいう。

(申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することができる者は、市内にある私立幼稚園の設置者とする。

(補助金の対象及び額)

第5条 補助金の対象及び額は、別表のとおりとする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付に際しては、申請者は、規則第5条の規定により市費補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) その他必要な書類

(計画変更等の承認)

第7条 申請者が前条の規定により提出した事業計画書及び事業予算書の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ、市費補助金等変更承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、第6条の交付申請又は前条の変更承認申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定に係る事業が完了したときは、申請者は、規則第10条の規定により市費補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出するものとする。

- (1) 決算書
- (2) その他必要な書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに申請者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付の決定を受けた者からの請求により交付する。

(財産処分の制限)

第12条 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価10万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成13年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。